

スコットランド・1688-90年の革命とその後

富田 理恵

本稿は、すでに公刊された、拙稿「スコットランドと「1688-90年の革命」—ダンディー市とその周辺農村からみて—『史学雑誌』第101編 第6号 1992年 75-96頁のテーマを再論する。同上論文では、副題が示すようにダンディー市周辺に焦点を当てて革命の性格を考察した。本稿はこれを補う形で、革命の全体像と、スコットランド史上におけるその意義とを明らかにしていきたい。

1 概 略

イングランドの名誉革命に触発されながらも、スコットランドの「1688-90年の革命」はこれと様相を異にしていた。この相違こそが、両国の歴史と革命の意義とを理解する上で、必須のポイントであると筆者は考えている。したがって、スコットランドにおける「革命」の経過を、本稿の前半部に概略し、後半部でこれに考察を加えていきたい。

(1) アーガイルの反乱から1689年3月まで

カトリック信仰を公にしていたジェームズ7世（イングランドでは2世）の即位に反発し、スコットランドではアーガイル伯が行動を起こした。スコットランドの審査法に触れてオランダに亡命していたアーガイルは、1685年5月6日にモンマス公と呼応して、実際にはモンマス公より早く、上陸を開始した。しかし、彼の上陸以前に守備体制が整ってい

たため反乱は容易に鎮圧され、アーガイル伯は即刻処刑された。

ジェームズは、両国内の反乱分子を一掃した。しかし、彼が国制を変更してカトリックの寛容に道を開こうとすれば、スコットランド国内においても、抵抗にあうのは必定であった。

スコットランド議会は、イングランドよりもはるかに“従順な”議会であった。にもかかわらず、1686年春に国王がカトリック教徒の礼拝の自由を議会が認めるならば、イングランドとの自由貿易を与えよう、と提案した時、議会側はこれを是認しなかったため、王は議회를解散させたのである。ここで注目すべきは、王政復古期にはなお、スコットランド議会にとって、宗教は商業の上位にあった点である。議会の抵抗にあったため、1686年以降、王は自らの国王大権によって親カトリック政策を遂行しようとしたのである。

ジェームズは、まず国王大権のうち人事権を楨に目的を遂げようと試みた。国王の意を迎えてカトリックに改宗した大法官パーズ伯、同じく国務長官メルフォート卿、逆にプロテスタント信仰を貫いて失職した国王代理クインズベリ伯がその例である⁽¹⁾。

ジェームズが民兵隊を重視せず、正規軍を頼りにしたのは、プロテスタントの臣下に対して不信感を抱いていた表れであろう。王は1685年6月に、民兵隊の年1回の召集を廃止する立法をスコットランド議会で成立させた。

B・P・レンマンは、ジェームズが王政復古期の基本的な社会的合意を揺るがす目的を持ち、彼は臣下に権力を分与させるつもりはなかった、と断じている⁽²⁾。

スコットランド議会の懐柔に失敗した王は、枢密院法令として1686年8月に第一信仰自由令を公布し、カトリックとクエーカー教徒に礼拝の自由を認めた。さらに1687年6月には、当時のスコットランドにあって最有力の非国教徒であり、それゆえ容赦ない弾圧が繰り返されてきた長老派⁽³⁾を含めた全般的な宗教的寛容が認められた⁽⁴⁾。

第二信仰自由令は、パンドラの箱を開けてしまったといえよう。時を措かずして、出獄してきた牧師と亡命から帰還した牧師とが合流し、長老主義教会が再建されつつあった。長老派牧師を新たに任命する準備も進んだ。長老主義者は、国王ジェームズに対して翌7月謝意を表し、彼らに寛容を与えた国王のために祈った⁽⁵⁾。イングランドは1688年に寛容を拒絶したが、スコットランドはその前年にこれを享受していたのである。

当時の国教会であった主教制教会は、神授王権の論理に深く染まっており、寛容問題においても主教たちが王に異議申し立てすることはありえなかった。イングランドの主教たちは、七主教請願事件において彼らの論理から国王の恣意に抵抗した。結果的にはこの行動によって、体制転換後においてもイングランド国教会はその立場を維持しえたといえよう。しかし、復古王政の中にも、自らのレゾンデートルを置いていたスコットランドの主教制教会は、革命による激変の波に直撃されたのである。

1688年11月5日にウイリアムがトーベイに上陸した後、パース伯は12月10日にエディンバラから逃亡した。その晩群衆はホルルード宮殿のカトリック礼拝堂と歴代国王の墓所を荒らした。正規軍は国境を南下し、民兵隊は召集されたものの、すぐに解散させられた。枢密院はメンバーの不在で機能を停止し、いくつかの体制派教会は群衆に襲われた。1688

年末に国王ジェームズの権威は突如崩れさったのである。こうした無政府状態が3か月続いた後、ようやくスコットランドに新体制確立のための場が開かれようとしていた⁽⁶⁾。

(2) 臨時議会の開会から革命戦争終結まで

エディンバラで臨時議会が開かれたのは、1689年3月14日、イングランド議会に遅れること約1か月の時点であった。スコットランド国王位の所在について不分明な情勢を決したのは、3月16日に議会内で読み上げられたジェームズとウイリアムからの2通の手紙である。ジェームズは、事実上議会の開催を非合法と断じ、臣下の絶対的な忠誠を求め彼を見捨てたものをなじった。これに対し、プロテスタント信仰の擁護をうたったウイリアムの手紙は、穏健な言辞でまとめられていた。政治家としての冷静な判断力において、ウイリアムの方が一枚上手であった点は見逃せない。

ジェームズの手紙は、議会内の彼の支持者を少数派に追いやった。また、ジェームズ支持のリーダーと目されるダンディー子爵は、武力闘争のために議場を駆け出して行った。その結果、ウイリアム側が難なく主導権を握ったのである⁽⁷⁾。

議会開会から約1カ月を経た4月11日に、「権利の要求章典」が決議された。同章典によれば、ジェームズは、イングランドのいうように「退位した」のではなく、「王国の基本的な国制を侵したので」、「王位を没収された」のである。同章典は、ジェームズがプロテスタント宗教の転覆と王国の法と自由を侵害したと指摘して具体例を列挙し、議会の頻繁な召集と討論の自由を要求した。高位聖職者制、すなわち主教制度も「廃止されるべき」と述べている⁽⁸⁾。

同月13日には、「苦情条項」が議会を通過した。同条項には、法案作成委員会を廃止するとの項目が盛り込まれている。というのも、かつて国王は、同委員会を使って議会を思い通りに操っていたからである。

しかも、ウィリアムとメアリは「権利の要求章典」と「苦情条項」とを受け入れて即位した、と想定された⁽⁹⁾。スコットランドは、イングランドの章典をモデルとしながらも、より契約論的、急進的な結論を導いたのである。

1690年4月からの議会の会期に主導権を掌握したのは、実は野党の立場に立つ「クラブ」であり、官職に不満な人々と急進的な改革を目指す人々とが手を結んだ結果であった。5月8日には、法案作成委員会を廃止する立法が通過した。これによって議会は法律の提案権を手にした。また、大臣(Minister)と当時呼ばれるようになった国の官吏は、議会の出席権は持つが、議決権のないとの立法も通過した。

これらの国制上の改革により、国王による議会の統制力は、かなり制限された。もっとも王の拒否権は残されたのであるが⁽¹⁰⁾。

ところで、ブリテンの国王によるスコットランド議会の統制が緩んだということは、すなわち、スコットランドの代議機関が、イングランドの国家的利害に従わない可能性も大きくなった、との重大な意味合いを持つのである。

教会問題は、特にラディカルな決着をみた。主教たちにとっては、ジェームズが唯一の「神聖なる陛下」であった。したがって、ウィリアム体制下において主教制を存続させることは、事実上不可能だったのである。

1689年7月に議会で主教制は廃止され、1690年4月25日にはチャールズ2世時の国王至上権法も廃止された。続いてウエストミンスター信条が公式の信仰基準とされ、6月には長老主義的教会統治を定めた法が議会を通過した。同法は、同格の教会役員(牧師、長老)が、合議によって自律的に教会運営を行うのを保証したのである。こうして教会は、神授王権の重い軛からのがれていった。

政治(議会制定法)が宗教を決定したとの観点に立つならば、これは、穏健な長老主義教会体制の確立である。一方、ウィリアムは主教派を排除しない教会体制を意図していた

のであり、国王から見れば、ラディカルな解決であった。牧師の推挙権は、買い戻されて教区の会衆と地主に優先権が移り、未定の場合にはプレスビテリ⁽¹¹⁾が掌握した⁽¹²⁾。

革命によって、教会体制は明らかに革命前と断絶し、これを転換させた。事実、90年の教会総会には1662年以来パージされていた長老派が復帰し、かつ、主教派の牧師は大量に失職して教区から追放されたのであった。

さて、臨時議会を駆け出していったダンディー子爵が、高地地方で展開した武力闘争の筋道も追わねばならない。

革命時、高地地方においてジェームズが支持された一つの要因は、実は1681年にさかのぼる。当時彼は王弟ヨーク公としてエディンバラにあり、高地地方の首長たちに宥和的なアプローチを取り、治安対策にも留意した。高地地方に強大な勢力を誇っていた長老主義者アーガイルが、同年審査法に触れて財産没収された事件も、首長たちの忠誠心をジェームズに向けていたのである⁽¹³⁾。

1689年7月27日キルクランキにて、高地地方の諸氏族を率いたダンディーは、マカイ率いるウィリアム政府軍を敗走させた。しかし、その勝利の直後にダンディーは戦死してしまう。リーダーを失って結束の緩んだ反革命軍は、8月21日にダンケルドで、キャメロン派と呼ばれる急進長老派と戦って敗れた。しかし、ウィリアムの政府は時間をかけて高地地方の首長らを分断し、政治的に懐柔しようとして成功するのである⁽¹⁴⁾。1690年5月1日のクロムデルの戦いが反革命側の最後の戦いとなった。

こうして、90年中に革命政府は国内を掌握した。したがって、この後幾度も姿を現すジャコバイトの運動は、上述の革命戦争の単なる継続ではない。反革命の戦いが終息した後、90年以降のスコットランドをめぐる情勢が新たな不満の種となり、ジェームズ支持を広げていったのである。

(3) グレンコーの虐殺から議会の合同まで

90年代は、スコットランド人にとって、暗い谷間の時代であった。1692年のグレンコーの虐殺事件はその不吉な予兆といえよう。

1692年の1月1日が期限となっていたウイリアムに対する臣従誓約を、マクドナルド家のマキーンは果たせなかった。1月6日になったのである。この遅滞が虐殺の口実となった。虐殺の下手人は、グレンライアのキャンブル、2月13日厳冬のグレンコーの谷で、マキーン以下37名が酒宴の後襲撃され、果てた。

この虐殺事件は決して、氏族レベルの暗闘と理解されるべきではない。なぜなら、ウイリアムの黙認の下に、國務長官 (Secretary of State) である、ステア伯ジョン・ダルリムプルが中心となって虐殺を計画したからである。ブリテン内外の不安定で緊迫した政治軍事情勢と、スコットランド政府の抱く、“御し難い高地人”との根強い偏見が、虐殺の誘因となったといえよう。

グレンコーの虐殺は、“革命政府”の威信を傷つけ、遂に95年にダルリムプルは失脚に追い込まれた。もっとも、真相究明は難渋を極めたのだが。この虐殺は、ウイリアムに対する反感に根拠を与え、ジャコバイトの大義を再生させることになった。

さらに、90年代には「凶作の7年間」(Seven ill years) が襲い、飢餓による大量の浮浪民が発生し、餓死者も続出した。ただし、革命によって失職した主教派牧師とその家族、失業した兵士や船員も浮浪民に加わっていた。また、すでに対外戦争による重税で疲弊していたところに、飢饉が直撃して被害を大きくした点も見逃せない。90年代の苦境が、こうした政治的要素と複合していたために、人々の天災への嘆きは、ウイリアムへの呪いに転化しかねなかった⁽¹⁵⁾。

スコットランドは、この苦境の転換を新大陸での貿易活動に求めた。実は、貿易関係においても、この時期スコットランド側の不満は高まっていた。というのも、イングランドによる対外戦争のため、17世紀のスコットラ

ンドは、古くからの主要貿易相手国であるオランダ、フランスを次々と失っていったからである。イングランドとの同君連合のために阻害された北海貿易から、視線を大西洋に転じ、冒険に賭けていかねばならぬ状況があった。

同国が、他のヨーロッパ諸国と対等の立場に立って、アジア、アフリカ、アメリカで交易しようというのなら、政府が許可した独占的な貿易会社を持つ必要があった。1693年にスコットランド議会は、スコットランド商人が、戦争中にない全ての国との間であらゆる商品を商う貿易会社を作ることができる、と宣言した法律を通過させた。この法律は、イングランド会社の貿易独占に対する挑戦であった。にもかかわらず、ウイリアムはグレンコーの虐殺事件の真相解明を求める世論をかわすため、認めたのである。

続いて95年5月26日に、「アフリカ、西インドと貿易する会社のための法」が通過した。この貿易会社はアメリカとは今後31年間、アジアとアフリカには将来にわたって貿易独占権を持ち、輸入は砂糖とたばこ以外全て免税となった。

しかしながら、この会社が、イングランドの東インド会社を脅かすとみたイングランド議会の反応も早かった。同年12月17日に上下両院は国王に抗議し、王は法を批准したものの、スコットランド会社設立をあらゆる手段をもって阻もうとした。スコットランド会社へのイングランド人の出資者も、早速資金を引き上げた。

こうした妨害によって、スコットランド国内では愛国的な感情がかき立てられ、膨大な資金が注ぎ込まれた。集められた400,000スコッツ・ポンドは、当時の貨幣国内流通量の半分にも及んだ。ついに、1696年7月にパナマ地峡のダリエンに植民地を築くとの決定がなされた。

この決定は、1700年3月には惨めな失敗に終わった。経営の失敗という面もある。しかし、ダリエン植民地の存在を既得権の侵害と

受け取ったスペインから攻撃され、しかもスペインとの決定的な対立を恐れるウィリアムからは見放された結果であった。

ダリエン計画の失敗によって、投資した金額が大きかっただけに、スコットランドは莫大な経済的損失を被った。反イングランド感情もいや増した。一方、ウィリアムにとってみれば、二頭の繋がれていない馬をさばくのは至難の技であると悟った。すなわち、二つの自由で独立した議会を持つ王国を、一人の君主が統合することの矛盾が明らかになってきたのである。彼は1702年、死の床においてイングランドの下院に対し、より緊密な二王国のユニオンを呼びかけたのであった⁽¹⁶⁾。

アンの治世に移ると、彼女には嗣子がなかったことから、王朝交替の問題と二王国のユニオンのあり方をめぐることが、同時に浮かび上がってきた。

革命以降、遠心力が強まっていく一方の両国関係が最悪の状態に陥ったのは、スコットランド議会による1703年の安全保障法の通過と、これに対抗したイングランド議会による1705年の外国人法の成立である。

前者は、スコットランド議会がアンの後継者を自由に決定できる、というものであった。これは、その後継者がフランス亡命中のジェームズ・スチュアートである可能性も否定されていないのであり、したがってスペイン継承戦争（1701-14年）がイングランド、スコットランド国境に持ち込まれるという、イングランドにとっての最悪の事態を招きかねなかった。

「合同条約の交渉に応じなければ、スコットランド人はイングランドでは外国人として扱われ、スコットランドからイングランドへの家畜や石炭などの輸出は禁じられる」との外国人法によって、イングランドは最悪の事態を回避し、スコットランドを交渉のテーブルにつかせようとしたのである。

両国は、破局の瀬戸際で議会の合同を決断したのであった。本格的な交渉は1706年4月に始まった。1707年には、合同後も長老主義

教会が唯一の法定教会であると明記した法がスコットランド議会を通過した結果、同年5月1日のブリテンに「一議会、二教会」のユニオンが発効した。ちなみに、スコットランドの司法制度は、合同以降もそのまま維持されることになった。

当然ながらスコットランドには、このユニオンは、イングランドによる併合にほかならない、との懸念が生じていたし、不満は合同直後のエディンバラでの暴動や15年のジャコバイト反乱にも表出された。

しかし、両国が敵対する瀬戸際から、結局議会の合同へと帰着したのは、政治的にはジャコバイト勢力排撃のために、経済的にはイングランドとの共通市場がもたらす魅力のために、イングランドとの平和こそがスコットランドにとって最重要であるとの現実的な判断がなされたからであった⁽¹⁷⁾。

本章では、「革命」とその前後の歴史を概略してきた。これを踏まえて、次章では「革命」についてさらに考察を進めていきたい。

2 考 察

スコットランドの「革命」は、なぜイングランドに先行できなかったのか、まずこの問いから考えていきたい。

ジェームズ7世のカトリック化政策は、カルヴィニズムが強い影響力を持ち続けていたスコットランドにおいても、イングランドに劣らず、人々の警戒心をかきたてていた。さらに、一旦スコットランドで「革命」の歯車が回り始めたら、それはよりラディカルに回転したのである。ではなぜ、スコットランドは最初に歯車を動かそうとはせず、イングランド議会の「権利の宣言」を待って始動したのであろうか。

実は、「1640年代の革命」と50年代のクロムウェルによるスコットランド支配という歴史は、スコットランド人の心に癒し難い傷を負わせていたのであり、それが尾を引いていたとも見ることができよう。

スコットランドで1641年に行われた国制上の諸改革は、イングランドの長期議会に先行していた。スコットランドは、1638年に長老主義教会を再建しており、1643年にはスコットランド議会在「厳肅なる同盟と契約」をイングランドの議会派との間に締結し、軍事援助と引き替えに、自ら理想と信じる教会制度をイングランドにも移植しようとした。

ところが、軍事援助はネースピでの勝利に貢献したものの、長老制導入の約束は守られなかった。イングランドにとってスコットランドは、将棋の駒のひとつに過ぎなかったのである。

第二次内乱を経て、スコットランドがクロムウエルに敵対したときには、彼の圧倒的な軍事力の故に敗退を余儀なくされた（1650年ダンバーの戦い、1651年ウースターの戦い）。

その結果、約10年間スコットランドは、コモンウェルスに併合された。中世以来イングランドと戦って独立を勝ち取ってきたと自負するスコットランド人は、決して自国が他国の手に落ちることはないと信じていた。しかし、クロムウエルの軍事占領によって、この“神話”は脆くも砕かれてしまったのである。

1640年代の事件は、人口も経済力も圧倒的に優勢である隣国を小国スコットランドが先導していくには無理がある、と示し、イングランドに正面から敵対しても勝ち目はないと教えたのが50年代の歴史であった、といえなくもない。スコットランド人にとって、これは確かに苦い認識であった。しかし彼らは、前の世代の失敗を繰り返さぬよう、名誉革命のときにはイングランドの情勢を見極めてから慎重に行動を開始したのであった⁽¹⁸⁾。

さてここで視座を転換させ、神授王権を奉ずる立場からの「革命」を考えたい。

スコットランド貴族は、内乱期の混乱によって、軍事力、政治的な影響力を失ったばかりでなく、社会的な権威も失墜させた。したがって大方の貴族にとり、政治的宗教的なラディカリズムは疎ましいものでしかなかった。1661年に復活した主教制は、こうした彼らの

保守主義に肌が合っていた。主教は位階制的秩序と服従の象徴として復活したのである。

王政復古期の大学も、このような価値観で神学生を教育した。さらに貴族や地主支配層が牧師の推挙権を掌握していたので、世襲権による支配を肯定する人物から牧師になっていった。アレキサンダー・ロバートソンはその一人である。彼は1680年代前半にセント・アンドルーズ大学で学んだ後、パースシャーのフォティンガルで牧師を務め、1716年にジャコバイト主義信奉のため免職になった。彼は揺るがぬ君主権こそ正しい社会秩序の条件であり、地上の権威に神的な権威が宿っていると考えた。また別の主教派牧師は“王の癒し”の奇跡を信じていた⁽¹⁹⁾。

上記に示した、国王、貴族並びに地主支配層と主教制教会の結びつきは、チャールズ2世の逝去時に不動に見えた。しかしそれは、3年後に瓦解した。ただし、貴族や教会が王を裏切ったのではなくて、王が自ら孤立を招いた結果であった。たとえば、民兵隊にを軽視したジェームズの方針について、レンマンは、王政復古期の基本的な社会的合意を揺るがすものであった、と指摘したとは繰り返すまでもないであろう。

スコットランド貴族の誰一人としてウイリアムを招請するなどとは考えつかなかった。しかし翌年になって、イングランドで新体制が確定してくると、スコットランドの支配階級の大勢はウイリアムを、少なくとも事実上の君主として認めた。ストラスマア伯によれば、大半の貴族やレルド⁽²⁰⁾がロンドンに参集し、ウイリアムに会った。その中には「取り残されないようにするのが、一族郎党に対する私の義務だ」と語るものがいたという。

彼らは神授王権を信奉していた。この教義を教え信じていた多くの主教派牧師は、節を曲げなかった点については後述したい。にもかかわらず、有力貴族で革命当時ジェームズのために戦ったものはいなかった。マリ卿は、1689年6月当時ダンディー子爵は孤立していたとみている。貴族が一介の牧師と異なるの

は、貴族は勢力圏の幅広い社会的合意がなければ行動できなかった点であり、彼らのこうした慎重な—ある意味では日和見的な—判断のため、スコットランドが再び深刻な内乱に陥ることはなかった。このような非常に消極的な意味において、貴族たちは「革命」に貢献したといえよう。

また、少数のウイリアム方の貴族が説得工作に成功したのも、長期の内戦が避けられた一因であった。たとえばマリ卿やマカイ将軍は、ジャコバイトの貴族たちに少なくとも中立を守らせようと忍耐強く交渉し、革命戦争は一応の終結をみた⁽²¹⁾。

しかし、90年に法定教会として成立した長老主義教会が、主教派牧師を免職にするといった、非妥協的な姿勢をとったために、彼らを今まで支えてきた地主階級は、新体制に疎外感を抱いた。この事態を憂慮していたウイリアムは、長老派と主教派との包括教会を考えていたものの、対外戦争に忙殺されスコットランドの教会問題に介入する余裕はなかった。

また、両派の対立はイデオロギー的にも妥協の余地のないものであったと考えられる。たとえば、アングス・マーンズ地方の83教区の牧師のうち、革命時に「転向」しウイリアムのために祈ったのは、3名に過ぎない⁽²²⁾。この宗教的、政治思想的戦いは両派の牧師にとって、明らかに、その日のパンよりも重要な問題であった。

節を曲げなかった主教派牧師を、90年代から1715年まで後援してきたのは、思想的基盤を共有するジャコバイトの地主階級である。その意味で、王政復古期の提携関係は、「革命」後も一旦地下に潜行しながら継続し、15年の反乱という活火山に至るのである。その際、イングランドとの度重なる“経済摩擦”への不満が、大きなエネルギーとなって潜伏していったのは間違いない⁽²³⁾。以上に述べてきたところが「革命」の陰画であるならば、それを逆転させた時「革命」の陽画が表れてくる。すなわち、「革命」は血統権による支配という

神話から、スコットランド人を解き放つきっかけを作ったといえるのではないか。

もちろん上述してきたように、「革命」に対してスコットランドは、受動的に対応したように見える。また、この神話は、北部農村部や高地地方で固く信じられ続けていたのである。しかし革命時、有力貴族が神話のために戦うことへの社会的なコンセンサスは、レンマンによれば、存在していなかった。

むしろ人々の関心は、神授王権神話の真偽といった事項から、「革命」を境に、商業・貿易活動からの利益の有無へと、静かに移り変わっていった。この変化のもたらす重い意味が明らかであったからこそ、かえって、変化への抵抗が激しかったといえるのではないだろうか。17世紀後半にスコットランドの農業生産性は向上した。スティブンスンはそこに、封建的、血縁的絆による支配よりも、現金収入を第一とする商業的なエートスが優先されたという変化を読み取っている⁽²⁴⁾。さまざまな変化が互いに連動しながら、静かに舞台は回っていったのである。

神授王権の呪縛から自由になった議会と教会は、自律性を取り戻した。後者は、1580年以來の長老主義教会の伝統に帰った。議会も国政の中心としてしかるべき地位を与えられて機能し、ダリエン計画の立法にもみられるように、新しい時代の関心も反映された。

「革命」の成果ともいえる自由な議会が、90年代から1705年にかけて、「英帝国」の利害と激しく衝突し、ついにはイングランド・スコットランド議会の合同という道筋につらななしたのは、何とも皮肉な事態であった。ただし、議会のユニオンをスコットランド議会は、自らの判断として決定したのであるし、交渉のプロセスの中に、ある程度“世論”を反映させることもできた。

両国議会のユニオンが今日までも有効であることを考えるとき、1706—7年のスコットランド議会の下した決断は、肯定的に評価されるべきものといえよう。もっともこの評価は、今後逆転する可能性もなくはないのだが。

【註】

- (1) K.M. Brown, *Kingdom or Province? : Scotland and the Regal Union, 1603-1715*, London, 1992, pp.157-165.
R. Mitchison, *Lordship to Patronage: Scotland 1603-1745*, London, 1983, pp.112-115.
G. Donaldson, *Scotland James V-James VII, Edinburgh, 1965*, pp.378-381.
(翻訳 G・ドナルドソン著 飯島啓二訳 『スコットランド絶対王政の展開』 未来社 1972年 357-359頁)
- (2) B.P. Lenman, "Militia, Fencible Men, and Home Defence, 1660-1797", p.184.
in N. Macdougall, ed., *Scotland and War: AD79-1918*, Edinburgh, 1991, pp.170-192.
- (3) スコットランドの長老主義については、既出拙論「スコットランドと『1688-90年の革命』」80頁参照。
- (4) Donaldson, *op.cit.*, p.382.
(ドナルドソン前掲書 360頁)
- (5) I.B. Cowan, "The Reluctant Revolutionaries: Scotland in 1688", pp.74-75. in E. Cruickshanks, ed., *By Force or By Default? : The Revolution of 1688-89*, Edinburgh, 1989, pp.56-81.
- (6) Lenman, "Militia, Fencible Men, and Home Defence, 1660-1797", p.184.
Cowan, *op.cit.*, pp.75-76.
- (7) W. Ferguson, *Scotland: 1689 to the Present*, Edinburgh, 1968, pp.2-4.
(翻訳 W・ファルガスン著 飯島啓二訳 『近代スコットランドの成立』 未来社 1987年 12-13頁)
Mitchison, *op.cit.*, p.119.
- (8) G. Donaldson, ed., *Scottish Historical Documents*, Edinburgh and London, 1974, pp.252-258.
- (9) Ferguson, *op.cit.*, pp.5-6.
(ファルガスン前掲書 15頁)
Mitchison, *op.cit.*, p.119.
Cowan, *op.cit.*, p.77.
- (10) P.H. Scott, *Andrew Fletcher and the Treaty of Union*, Edinburgh, 1992, p.48.
- (11) 10-15の教会の牧師と長老からなる合議機関。当該地域内の教会行政、教会訓練などについて決定する長老主義教会の中核的な組織である。
- (12) A. Drummond, J. Bulloch, *The Scottish Church 1688-1843*, Edinburgh, 1973, p.4.
Ferguson, *op.cit.*, pp.13-14.
(ファルガスン前掲書 22頁)
- (13) Brown, *op.cit.*, pp.162-163.
- (14) B.P. Lenman, "The Scottish Nobility and the Revolution of 1688-1690", pp.150-151, in R. Beddard, *The Revolution of 1688*, Oxford, 1991, pp.137-162.
- (15) Ferguson, *op.cit.*, pp.19-26.
(ファルガスン前掲書 26-33頁)
P. Hopkins, *Glencoe and the End of the Highland War*, Edinburgh, 1986, p.488. Mitchison, *op.cit.*, p.123.
- (16) Scott, *op.cit.*, pp.51-56.
Mitchison, *op.cit.*, pp.124-125.
- (17) Ferguson, *op.cit.*, pp.36-53.
(ファルガスン前掲書 45-59頁)
Mitchison, *op.cit.*, pp.131-135.
- (18) Cf., D. Stevenson, "Twilight before Night or Darkness before Dawn? Interpreting Seventeenth-Century Scotland", pp.42-47. in R. Mitchison, ed., *Why Scottish History Matters*, Edinburgh, 1991, pp.37-47.
- (19) B.P. Lenman, "The Scottish Episcopal Clergy and the Ideology of Jacobitism", pp.38-45. in E. Cruickshanks, ed., *Ideology and Conspiracy: Aspects of Jacobitism 1689-1759*, Edinburgh, 1982, pp.36-48.
- (20) イングランドでいう、ジェントリに相当する。
- (21) Lenman, "The Scottish Nobility and the Revolution of 1688-1690", pp.146-160.
- (22) 拙論「スコットランドと『1688-90年の革命』」94頁
- (23) たとえば、外国人法によって、イングランドへの家畜の輸出が禁じられる見通しがでてきた時、産地である高地地方の氏族の一部が反乱の一步手前までいった。
Hopkins, *op.cit.*, p.499.
- (24) Stevenson, *op.cit.*, p.40.